

21 歯科技工士^{*1}

大島 克郎^{*2}

1. 歯科技工士とは

歯科技工士は、歯科医師の指示書に基づき、患者の補綴物、充填物、または、矯正装置を製作・修理、あるいは、加工することを業としている。患者の口腔内に直接触れるなど、歯科診療の補助行為を行うことはできない。歯科技工士の資格や業務などは、「歯科技工士法（1955年法律第168号、8月16日公布、10月15日施行）」で定めている。

歯科技工士法制定以前における、いわゆる歯科技工士としての業務は、歯科医師法で定める歯科医業の範囲外のものとして法的規制を受けることはなく、歯科医師による徒弟的養成に委ねられていた。しかし、次第に歯科技工業務の質の向上に対する要求や、歯科技工を業とする者の身分・業務内容に一定の規制を加えることの必要性が生じてきたことにより、1955年に歯科技工士法が制定されるに至った（法制定時は「歯科技工法」という名称であり、1994年に「歯科技工士法」に改称された）。

2. 歯科技工士の免許制度

歯科技工士免許は、歯科技工士法制定時は都道府県知事が免許権者であったが、1982年に都道府県知事から厚生労働大臣（当時は厚生大臣）に移管された。この措置に伴い、歯科技工士免許を取得するための試験も「国家試験」となったが、実地試験の実施を考慮し、暫定措置として、歯科技工士学校養成所の所在地の都道府県知事が試験を行っていた。しかし、その試験内容は都道府県ごとに差がみられる状況が生じていた。このため、厚生労働大臣免許に相応しい

統一試験の必要性が高まっている状況を受け、2014年の法改正により歯科技工士国家試験の全国統一化がなされた。なお、この法改正に伴い、歯科技工士国家試験の実施や登録に関する事務は、厚生労働大臣が指定した機関（一般財団法人歯科医療振興財団）において行うことになった。

歯科技工士国家試験は、厚生労働大臣によって毎年1回実施されており、学説試験と実地試験の大きく二つから成る。学説試験は、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学および関係法規の各科目から出題される。また、実地試験は、歯の外形描記、矯正用線の屈曲、石膏棒を用いた歯型彫刻などが行われる。

歯科技工士国家試験の合格者数は、2015年度1,104人、2016年度987人、2017年度902人、2018年度798人、2019年度838人、2020年度823人であり、合格者率は約95%を推移している。

3. 歯科技工士教育制度

歯科技工士学校養成所の修業年限は、「2年以上」である（夜間課程を設置する場合は、修業年限は3年以上）。歯科技工士学校養成所は、2021年4月時点で全国に49校ある。学校数の内訳を学校種別でみると、4年制の大学が3校（国立2校、私立1校）、2年制の短期大学が2校（私立2校）、3年制の特別支援学校が1校（国立1校）、3年生の専修学校が4校（私立4校、うち夜間部3校）、2年生の専修学校が39校（国立1校、公立2校、私立36校）である。

歯科技工士教育制度では卒後研修などの制度は無く、歯科技工士免許取得後は、歯科技工所や歯科診療所などに就職するか、または、大学や短期大学に設置される専攻科に進学する者も

^{*1} Dental Technician

^{*2} Katsuo Oshima 全国歯科技工士教育協議会

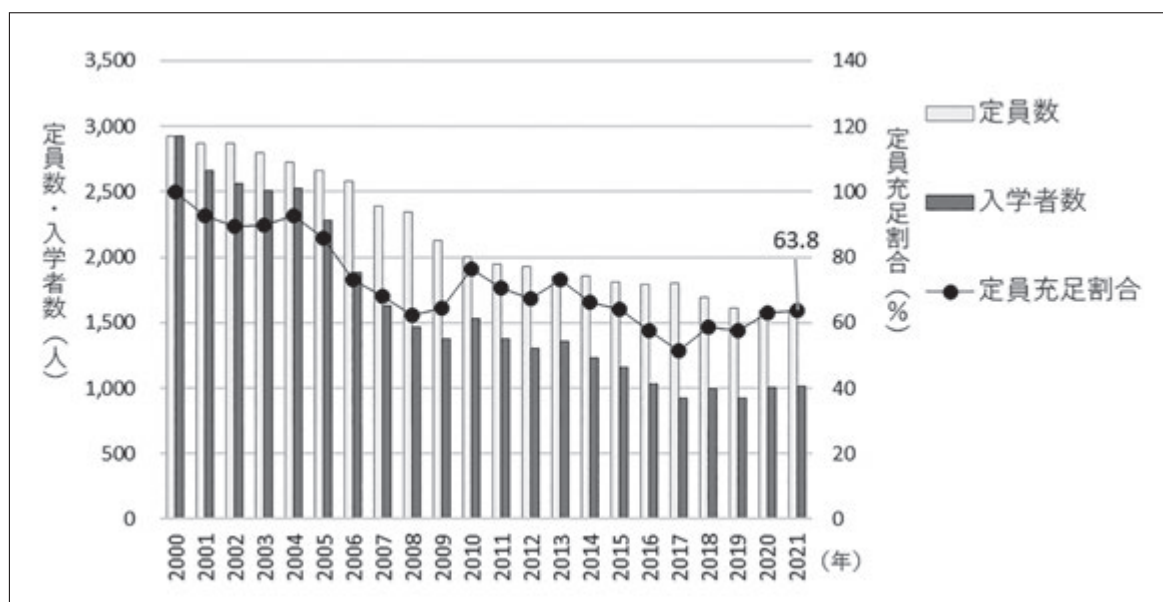


図1 歯科技工士学校養成所の定員数・入学者数と定員充足割合の推移 (出典：全国歯科技工士教育協議会資料)

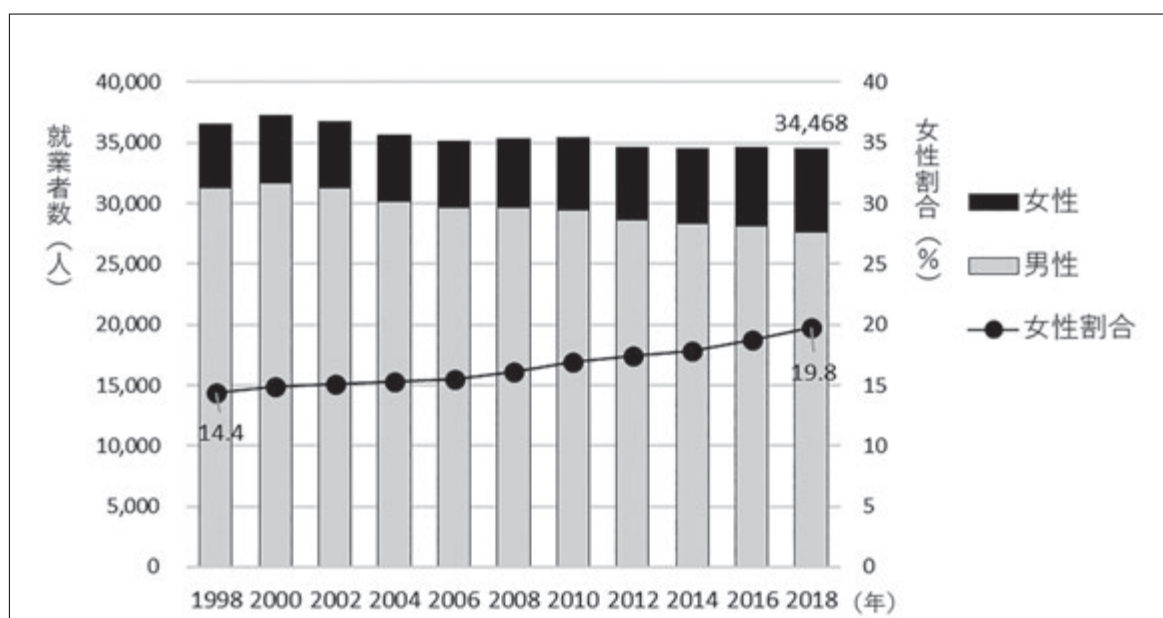


図2 性別にみた就業歯科技工士数と女性割合の推移 (出典：厚生労働省 衛生行政報告例)

いる。

なお、昨今の歯科技工士学校養成所の課題として、定員割れやそれに伴う閉校などが挙げられる。2021年度において、全国の歯科技工士学校養成所の定員に対する定員充足割合は63.8%、入学者数は1,009人であった(図1)。また、歯科技工士学校養成所は2021年4月時点で全国に49校あるが、そのうち2校の施設が学生募

集を停止し閉校などの措置をとることを公表している。こうした傾向はこの20年ほど続いており、たとえば、2000年には歯科技工士学校養成所は全国に72校あったが、現状では前記のとおりである。さらに、こうした状況と関連し、就業している歯科技工士についても若年層の割合が大きく減少している。今後も若年層の減少傾向が続くとともに、高齢層の就業者の退職が

加わるにより、歯科技工士数全体として大幅に減少することが予測されている。

4. 歯科技工士の就業状況

わが国の歯科技工士の就業者数は、2018年時点では34,468人である¹⁾。このうち女性の割合は19.8%であり、過去20年間の推移をみると増加傾向にある(図2)。歯科技工士の就業場所は、歯科技工所が最も多く(72.7%)、次いで病院・診療所(25.7%)、その他(1.6%)である(図3)。なお、歯科技工所とは、歯科技工士法で規定されており、病院や歯科診療所などの医療機関とは別に、歯科技工士が業務を行う場所をさす。歯科技工所は、2018年時点で全国に21,004施設ある。

歯科技工士に関係する代表的な学会として、一般社団法人日本歯科技工学会がある。この学会では、必要な条件を満たし、学会が定める試験に合格した会員を「専門歯科技工士」として認定している。

5. 歯科技工士施策に関する国の動向と今後の展望

近年、歯科技工士の確保対策は大きな課題になっている。こうした現状を受け、厚生労働省は、有識者による議論を経て、2020年3月に「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」の報告書²⁾を取りまとめた。この報告書では、歯科技工士の教育制度や確保対策、業務内容などについて、現在の課題や施策の方向性が示されている。また、2021年9月からは、この報告書の内容を受け、歯科技工士の業務内容について具体的な議論を行うため、厚生労働省において「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」が開始される。

歯科技工士法が制定された経緯は、他の医療職種とは趣を異にすることから、業務面などにおいて現在では時代にそぐわない点がみられる。今後、これらの見直しを図ることにより、歯科技工士の役割の明確化や確保対策が進み、ひいては、国民に対して質の高い歯科医療サービスの提供につながることが期待できる。

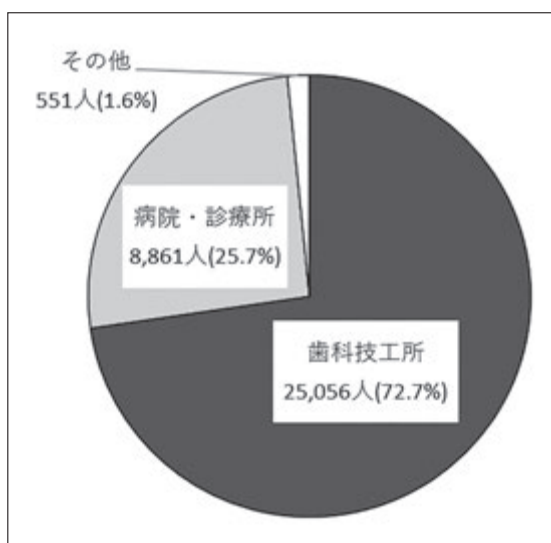


図3 就業場所別にみた就業歯科技工士数
(2018年末時点)

「その他」には、歯科技工士学校養成所や事業所などが含まれる。

(出典：厚生労働省 衛生行政報告例)

■文 献

- 1) 厚生労働省：衛生行政報告例，<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html>（最終閲覧日：2021.9.2）
- 2) 厚生労働省：歯科技工士の養成・確保に関する検討会，https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_547700.html（最終閲覧日：2021.9.2）